

○警察庁告示第一号

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二百二十四条及び個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第三十条第二項の規定により、警察庁長官の所掌に係る同法第五章第四節第一款から第三款までに定める権限及び事務のうち、別表上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任することとし、委任の効力の発生する日を令和四年四月一日とすることとしたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

なお、平成十七年警察庁告示第二号（警察庁の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る権限及び事務を委任する件）は、令和四年三月三十一日限り、廃止する。

令和四年四月一日

警察庁長官 中村 格

別表

警察大学校	警察大学校長
科学警察研究所	科学警察研究所長
皇宮警察本部	皇宮警察本部長
東北管区警察局	東北管区警察局長
関東管区警察局	関東管区警察局長
中部管区警察局	中部管区警察局長
近畿管区警察局	近畿管区警察局長
中国四国管区警察局	中国四国管区警察局長
九州管区警察局	九州管区警察局長
東京都警察情報通信部	東京都警察情報通信部長
北海道警察情報通信部	北海道警察情報通信部長